# 山都町地域防災計画 新 旧 対 照 表

### 令和5年度

#### 【記載要領の説明】

- 赤字は 新規・修正及び追加(新)
- 青字は 記載場所の一部修正(旧)
- 青字は 削除・修正(旧のみ)
- 【略】 変更がないところを省略

及び主要事項のみを記載

○ 黒字は 変更がない(新・旧)

【共通災害対策編】

現行(令和4年度山都町地域防災計画)	修正案(令和5年度山都町地域防災計画)	Р
第1章【略】	第1章【略】	3
第2章 第1~第2節 【略】	第2章 第1~第2節 【略】	8
第3節	第3節	
2 地域における自主防災組織のあり方	1 【略】	14
(1) 組織の編成単位	2 地域における自主防災組織のあり方	
ア・イ項【略】	(1) 組織の編成単位	
ウ 山都町自主防災組織の設立状況	ア・イ項 【略】	
令和4年4月1日現在、自主防災組織の設立率は、28自治	ウ 山都町自主防災組織の設立状況 ⇒修正 経年変化により	
振興区全てが設立し、自主防災組織設立率100%となった。	令和5年7月1日現在、自主防災組織の設立率は、28自治振興区全てが	
また、行政区としての自主防災組織の設立を促進し、令和4年の1月1日本では行政区とより主防災組織の設立を促進し、令和4年の1月1日の日本の第一年の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日日本の1月1日本の1月日本の1月	設立を完了したため、100%のカバー率となった。 また、行政区としての自主防災組織の設立を促進した結果、令和5年7月	
年6月1日までに行政区による自主防災組織の10組織が新 たに設立した。	1日までに行政区による自主防災組織の2組織が新たに設立し、今年度中	
(令和4年7月1日現在 合計:37組織が設立)	「日までに11或区による日主防炎組織の2組織が利たに設立し、万千度中 の設立を準備(予定)している組織が5組織となった。	
工項 【略】	(令和5年7月1日現在 合計:40組織が設立)	
— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	工項【略】	1.
	(2) 【略】	15
	(3) 地区防災計画の作成の推進 ⇒新規記載 地区防災計画の作成の重要性	
	町は、自主防災組織の地区防災計画の作成にあたり、推進を強化するととも	
	に、作成にあたり説明会及び研修等を積極的に実施して作成を促進する。	
	※ 令和5年度計画作成目標:50%(国・県の指示目標)	
	ア 地区防災計画の作成の目的	
	地区防災計画とは、各自主防災組織において、その地区において災害予防	
	と災害応急対策の方法や手順をまとめ、年度の行事予定及び役員の定期改正	
	による修正を図り、災害対応や防災訓練等の計画・実施を計画するもの。 イ 地区防災計画作成の考慮事項	
	1 地区防火計画作成の考慮事項   (7) 1年間に2回の訓練(5・6月:風水害 10・11月:地震・消火訓	
	(ア) 1年間に2回の訓練(5・6月: 風水害 10・11月: 地震・荷欠訓練)の訓練を想定した訓練を基準とする。	
	(イ) 訓練目的を持った訓練計画を行うとともに、達成目標を明確にする。	
	(f) 身の丈に合った訓練計画を行う。	
	※ 訓練課目を多く設定することで目的が薄れる。焦点を絞り、訓練が	

中途半端にならないように注意する。(欲張らない)

- (エ) 達成方法が具体的で住民が理解できるものを選定する。
- (オ) 各地域の自主防災組織は、防災計画の見直し・防災訓練を計画する場合、 役場総務課防災係に連絡するものとする。
- (カ) 中期長期的な防災計画を作成するとともに、地域の(人的・地形的)特性、災害の危険度等を踏まえ防災訓練を計画するものとする。この際、高齢者等の災害時要配慮者の対応訓練を重視する。

#### ウ 活動方針

自主防災組織の理想的な姿は、行政に頼らない強い地域づくり、地域のコミュニティの絆を構築及び組織力の強化等を方針として明文化する。

#### 工 活動目標

- (7) 住民の防災意識を高め、速やかに災害情報を伝達し、発災後も情報発信 を継続するとともに、避難所に確実に誘導して命を守る活動を行う。
- (イ) 当面の活動目標が住民防災意識の啓発活動、情報伝達活動、避難誘導活動を主軸とした活動を行うもの。

20

#### 5 住民等の訓練

大規模災害においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等<del>の活動に期待するところが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切・ 迅速な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練の積み重ねが重要である。</del>

このため、町及び消防団、防災関係機関、防災士は、防災組織訓練について必要な助言・指導を行うものとする。

#### 3項及び4項【略】

5 住民等の訓練 ⇒修正 県計画との整合性を図った。

大規模災害においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等を年度2回基準に実施し、これらの防災組織が災害発生時に適切・迅速な活動が行えるよう継続した訓練を行う。また、日頃からの防災意識の向上及び防災訓練の積み重ねが重要であることから、町及び消防団、防災関係機関、防災士は、自主防災組織の訓練に対して必要な助言・指導を行うものとする。

#### 第2章 総 側

現行(令和4年度山都町地域防災計画)	修正案(令和5年度山都町地域防災計画)	P
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画	16
第1節 組織計画	第1節 組織計画	
1項 【略】	1項 【略】	
2項	2項	
(1) 組織編成及び分掌事務	(1) 組織編成及び分掌事務	
※ 1 【略】	ア「略」	
	※1【略】	22
	※2 ⇒新規記載	
	防災係経験者は、令和5年度3名とするが、発災当初の立ち上がり	
	の支援を重視する。長期期間災対本部の設置を余儀なくする場合は、	
(a) (a) Intr	経験者の中で逐次交代し、支援を継続するものとする。	
(2)(3) 【略】	(2) 災害対策本部の分掌事務	
	班及び班長の記載については、○○対策班及び○○対策班長とした。	
	(3) 職員配置指定避難所の担当課について	
	中央公民館 ⇒ 矢部小学校体育館	
	※ 矢部小学校に変更の理由:耐震工事のため使用不能	
	<u>令和6年3月30日</u> まで	
	よって、総務課2名の内1名を学校教育課から、職員1名を派遣する	
	ものとする。	
第2節 【略】	第2節 【略】	
第3節 【略】	第3節 【略】	
第4節 災害派遣要請	第4節 災害派遣要請	38
1項 【略】	1項 【略】 2項 自衛隊派遣を要求する場合は、次の事項を明確にするものとする。	
2 災害派遣要領	2項 自衛隊派遣を要求する場合は、次の事項を明確にするものとする。 ⇒令和4年度防災訓練教訓より修正するとともに、県・自衛隊との整合性	
(1) 町長等の派遣要求 ⇒ 文中一部修正	マカ州 4 千度	
ア 自衛隊の派遣要求は、熊本県上益城地域振興局を通じて行	アー自衛隊の派遣要求は、熊本県知事に対して行うが、熊本県上益城地域振	
うものとする。	興局を通じて行うものとする。また、自衛隊 LO(自衛隊熊本地方協力本部	
イ 自衛隊派遣を要求する場合は、次の事項を明確にするもの	等の隊員)が来庁している場合は、並行して、情報の共有を図り、災害派	
		1

- (ア) 災害の状況及び派遣を要求する理由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する人員数
- (エ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (オ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等の状況等参考となる ベき事項
- (2)~(4)【略】
- 3 災害派遣等の部隊等の処置
- (1) 【略】
- (2) 自衛隊の任務を充分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については別途依頼すること。
- 第5節 通信設備利用に関数する事項 1項~3項 【略】

- イ 自衛隊派遣を要求する場合は、次の事項を明確にするものとする。
  - (ア) 災害の状況及び派遣を要求する理由(目的)
  - (イ) 派遣を必要とする期間
  - (ウ) 派遣を希望する人員数・車両・航空機及び重機含む。
  - (エ) 派遣を希望する場所・進入経路・区域及び活動内容
  - (オ) 連絡場所、連絡責任者、部隊活動拠点(宿泊施設・駐車場等)派遣に 際して参考となるべき事項
- $(2) \sim (4)$  【略】
- 3 災害派遣等の部隊等の処置
  - (1) 【略】
  - (2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等について災害派遣要請をする場合は、災害派遣の3要素(非代替性)を理解し、別途派遣要請を依頼すること。
- 第5節 通信設備利用に関数する事項
  - 1項~3項 【略】
  - 4 災害時他言語電話通訳サービスについて
    - ⇒ 新規記載 県との整合性を図った。

県では、令和2年7月豪雨災害等の広域にわたる災害が頻発していることを 踏まえ、災害時における外国人支援の取組みを進めている。

多くの外国人住民等は、日本語に習熟しておらず必要な情報が伝わらないなどが原因で、災害時における情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が円滑かつ迅速に行いにくい「要配慮者」として位置付けられています。

この状況を踏まえ、令和3年度から、外国人住民等の方々が避難所を利用する際、市町村職員等との円滑なコミュニケーションを支援するため、県下の避難所で利用できる災害時多言語電話通訳サービスを導入した。

(1) 災害時多言語電話通訳サービスの概要

外国語対応専用ダイヤル 092-687-6268

ア 各避難所から直接電話いただき、利用できます。

(固定・携帯問わない)

- イ 原則、避難所を運営する市町村職員等に利用していただくものですので、上記専用ダイヤルの番号については、外部には公開しないで下さい。
- ウ 平時には利用できません。台風接近等に伴い事前に設置する際には、県からお知らせします。
- エ 本サービスは通訳のみを行うものであり、コールセンター通訳者による

40

相談対 応はできません。相談対応が必要な場合は、熊本県外国人サポー トセンターにて対応しますので、080-4275-4489へお電話く

41

(午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日、年末年始除く)

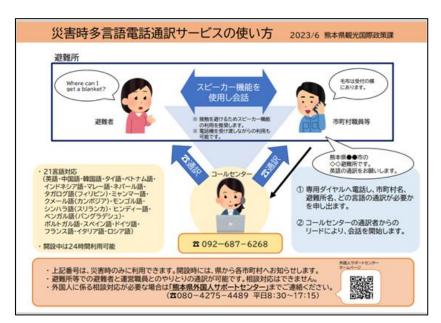
(2) 避難所カルテの入力

ださい。

災害時に避難が長期化した場合等には、熊本県防災情報共有システム内の 避難所カルテの入力を依頼する場合があります。その際に、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に定める「要配慮者」である「言語サポート が必要な人」の人数は、外国人住民に係る避難所支援を検討する際に非常に 重要な基礎情報となりうるため、町においても確実な把握と入力を実施する ものとする。

(3) お問合せ先

災害時多言語電話通訳サービス、災害時外国人支援について観光国際政策 課国際交流班



TEL: 096-333-2159/ FAX: 096-381-3343

【多言語電話サービス参考】

#### 第3章 災害予防計画

第3章 災害予防計画	(右欄のPは町地域防災計画の該当ページ)	)
現行(令和4年度山都町地域防災計画)	修正案(令和5年度山都町地域防災計画)	P
4 本町消防団の組織及び出動区域 【略】	4 本町消防団の組織及び出動区域	45
第10節 避難収用計画 1項~4項 【略】 5 車中避難者を含む避難所外避難者対策	令和5年度の消防団の編成を消防団団員の減少により、各分団を合併し、 14分団を8分団として人口減少及び消防団員数の減少から効果的・効率的な運用編成とした。  第10節 避難収用計画 1項~4項 【略】 5 車中避難者を含む避難所外避難者対策 ⇒令和4年度教訓より修正本町では、熊本地震において度重なる余震やプライバシーの確保等の問題から車中泊等の避難所外避難者が約500名以上発生したことから、実態把握に苦慮し、物資や情報の十分な提供が、遅延、又は救援行動が一部できなかっ	45
(4) 効率的な把握体制の構築 指定された場所以外にいる避難所外避難者の把握方法等を 検討しておくことで、迅速な避難所外避難者の支援につなげ る。 ア 住民からの報告する仕組の導入 物資や情報を提供する拠点をあらかじめ定め、避難所外避難 者が立ち寄った機会等を通じて状況を把握する。 (7) 安心カードの作成の促進 避難先で、安心して支援を受入れるためには、名前・性 別・生年月日・血液型・電話番号・連絡先(家族又は、頼り になる人)最寄りの避難所・既往症・常備薬等の記載の安心 カードの作成し、自ら携帯することで、適切な支援が可能に なる。 以下【略】	たことから、熊本地震対応の検証を踏まえ、具体的対策を行う。  (1)~(3) 【略】  (4) 効果的把握体制の構築 ア 住民からの報告する仕組の導入 物資や情報を提供する拠点をあらかじめ定め、避難所外避難者が立ち 寄った機会等を通じて状況を把握する。 (7) プライベートカード及び緊急用呼子笛の携帯促進 ⇒4年度教訓 避難先で、安心して支援を受入れるためには、名前・性別・生年月 日・血液型・電話番号・ 連絡先(家族又は、頼りになる人)最寄りの避難所・既往症・常備薬等の記載のプライベートカードを作成所持することで対応が容易となる。 a 緊急用呼子笛等の携帯の促進 地震等の災害により、動くことができない・声を出すことが困難な場合等、緊急用の笛により居場所を知らせることができる。また笛の中には、プライベートカード入っており、不測事態時に対応が容易となるため。 b 特に、災害時避難に時間を要する高齢者等は、平素から準備を促す。また、自主防災組織は、町の補助金等を活用して、防災資機材等を計画的に整備するものとする。	48

## 【風水害対策編】

※ 令和5年度における主要な修正事項はない。

## 【地震災害対策編】

#### ※ 構成の変更とその理由

第3編 地震災害対策編は、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」としていたが、南海トラフの危険性が増大したことにより、改めて「南海トラフ地震災害対策推進計画」を別に記述し、第4編「南海トラフ地震災害対策推進編」として記述し、県の計画との整合性を図った。

よって、第5章である「阿蘇火山広域避難行動計画」を第4章として記述する。

密り音	災害応急対策計画
歩う星	

(右欄のPは町地域防災計画の該当ページ)

現行(令和3年度山都町地域防災計画)	修正案(令和5年度山都町地域防災計画)	Р
第1章 総 則【略】	第1章 総 則【略】	3
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
第1節   1項 【略】	第1節   1項 【略】	
2項 【略】	2 町民に対する防災意識の普及 ⇒令和4年度の教訓 追記	
	防災知識の普及に当たっては、自治振興区内の区民、行政区内の区民、	
	単位の組単位のコニュニティー、老人会、女性部会等の組織、学校、施設	
	等に対して防災知識普及のため、あらゆる手段をつくして普及徹底を図	
	る。	4
	特に、普及の方法に当たっては、職員による出前講座・防災説明会の活	4
	用を効果的に活用するとともに、防災訓練及び防災情報のホームページの	
	記載、広報誌への掲載等、町民の意識の向上に努めるとともに、特に、要	
	配慮者への配慮対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。	
	また、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、町民が	
	自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図	
	るものとする	
	(1) 普及の内容【略】 (2) 普及の方法	
	(2) 音及の方法   ア・ウ 【略】	
	イ 広報媒体等による普及	
	本一人の世界ですによる自及	
	利用、広報車の巡回、防災講話等の公園課の開催	
	11/14/ WINTSCH DOMERTO AS WELL STORE	
	3項・4項【略】	
   第2節   自主防災組織育成計画	第2節 自主防災組織育成計画 ⇒令和4年度の訓練成果により修正	
この計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実	この計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図	5
強化を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災	り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を設立し、地	
組織を編成し、地震災害に備えるものである。	震災害に備えるものである。	
<u> 山都町においては令和3年度自主防災組織設立100%との設立とし</u>	また、自治振興区ごとの設立において、人口及び地域的な特性等により防災訓	
た。しかし防災訓練に至っては、未実施の自主防災組織もあり、継続し	練が希薄的な地域もあるため、防災訓練の活動が活発化するため、行政区毎の自	
た組織育成のための施策が求められる。	主防災組織の設立を推進する。	

地域住民の自主防災組織
 (1)~(4)【略】

#### 第3節

町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

この際、南海トラフ巨大地震の防災訓練は、津波の影響がないことから一般的な地震災害防災訓練として行うことを基本とする。細部は、第 4編「南海トラフ地震災害対策推進計画」による。

- 1 県防災訓練への参加【略】
- 2 総合防災訓練

可能な限り防災関係機関や地域住民等の協力を得て、県の総合防 災訓練に準じて訓練を実施するものとし、町単独実施が困難な場合 は、近隣の町と合同で訓練を実施するなど、極力定期的に実施する ものとする。

この際、総合防災訓練の実施においては、隔年ごとの実施とし、実動訓練を基準とする。

また、関係機関(警察・消防・自衛隊等)及び消防団等との連携 を図るとともに、住民含めた訓練を行う。

一般地震災害対応の訓練を実働訓練として行った場合は、南海トラフ地震対応訓練については、机上訓練を実施するものとする。

1 自主防災組織育成計画

#### (1)~(4)【略】

(5) 地区防災計画 ⇒(5)を追加し、県と整合性を図った。

自主防災組織は、地区防災計画を作成するものとする。

基本的な地区防災計画を作成した場合、年度の修正は、年度行事予定の修正及び役員改正の修正のみとし、作成本文及び年度修正分として、役場総務課防災係にするものとする。

#### 2項【略】

#### 第3節 ⇒ 県との整合性

町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

この際、南海トラフ巨大地震の防災訓練は、一般的な地震災害防災訓練として行うことを基本とするが、南海トラフ巨大地震の被害の特性を踏まえ、隔年ごとの南海トラフ地震想定による訓練を行う。

細部は、第4編「南海トラフ地震災害対策推進計画」による。

#### 1項【略】

2 山都町総合防災訓練の実施 ⇒令和4年度教訓から修正

可能な限り防災関係機関や地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて訓練を実施するものとし、町単独実施が困難な場合は、近隣の町と合同で訓練を実施するなど、できる限り定期的に実施するものとする。

この際、総合防災訓練の実施においては、隔年ごとの実施とし、実動訓練を基準とする。

また、関係機関(警察・消防・自衛隊・医療機関・消防団等)との連携訓練を重視し、住民の参加を促して実動訓練の総合的な検証を行うものとする。

3 基礎となる防災訓練の実施(机上訓練) ⇒令和4年度教訓から修正 基礎となる防災訓練(地震想定(南海トラフ想定含む。))は、年度2回の訓練を基準とし、県防災訓練(地震想定(南海トラフ想定含む。))及び山都町防災訓練(地震想定(南海トラフ想定含む。))の実施を基本とする。

職員等の県防災訓練への参加は、その都度、訓練の規模等により、関係機関を含め、参加範囲を示すものとする。

#### 第2章 以下【略】

現行(令和4年度山都町地域防災計画)	修正案(令和5年度山都町地域防災計画)	Р
第3章 第1節から第6節【略】	第3章 第1節から第6節【略】	11
第7節【略】	第7節 避難収容計画  1 避難準備情報 (高齢者等避難及び避難指示)の内容及びその周知町長の高齢者等避難及び避難指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。 (1)~(5)【略】  2 高齢者等避難及び避難指示の周知の方法町長の命により、高齢者等避難及び避難指示を周知する者は、次の危険レベルの適当な方法によって住民に対する周知を図るものとする。⇒個別無線機デジタル化による修正等 (1) 戸別防災行政無線及び各地域設置(13カ所)の屋外拡声器(6カ所)による周知 (2) 関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知 (3) サイレン等による周知 (4) 広報車による周知 (5) 自主防災組織、自治会等への電話等による伝達周知 (6) 報道機関を通じての周知 (7) 町の防災アプリ(ライフビジョン)及びホームページ	19
第4章 阿蘇火山広域避難計画 【略】  ⇒ 令和4年度県総合防災訓練(阿蘇火山噴火対応訓練)令和4年 11月3日に実施された。その際、阿蘇火山対応協議会において訓練の教訓等を踏まえ、令和5年度に修正をしたもの 以下【略】	第4章 阿蘇火山広域避難計画  ⇒令和4年度県総合防災訓練(阿蘇火山噴火災害対応訓練)による計画の修正 及び教訓事項による修正を図った。山都町についても、県との整合性を行った。  1 本計画の位置付け 本計画は、阿蘇火山広域避難計画(以下「広域避難計画」という。)に基づくものであり、市町村の区域を越える広域避難を行う際の対応について定める。本計画に記載のない事項は、災害対策基本法、災害救助法、阿蘇火山防災計画並びに県、火口周辺市町村及び外輪山周辺市町村の地域防災計画によるものとし、避難実施に際して関係機関の協議が必要な事項については、必	22

なお、本計画は中岳を想定火口としているが、中岳以外に新規火口を形成するような噴火も想定されるため、本計画を準用し、状況に応じて必要な検討を行う。

要に応じて熊本県火山防災協議会、阿蘇火山防災会議協議会を開催して合意

また、火山災害と風水害、地震等が複合的に発生した場合の対応については、県、火口周辺市町村及び外輪山周辺市町村の地域防災計画等の風水害、地震等に関する記載を準用し、複合的に対応すべき事態への対策について、検討を行う。 (熊本県阿蘇火山広域避難行動計画からの抜粋)

23

2 本計画における用語の定義等

形成を図ることとする。

本計画における用語の定義等については、次のとおりとする。

(1) 広域避難

火山現象の状況、避難者数、収容状況等により、自市町村の区域を越え て他市町村に避難することを「広域避難」、広域避難を行う住民を「広域避 難者」という。

(2) 火口周辺市町村と外輪山周辺市町村

協議会を構成する阿蘇市、高森町、南阿蘇村を「火口周辺市町村」、外輪山の周辺に位置し、火口周辺市町村の避難者を受け入れる菊池市、大津町、南小国町、小国町、西原村、産山村、山都町、大分県竹田市、宮崎県高千穂町を「外輪山周辺市町村」という。

- (3) 避難実施市町村と受入市町村 住民が広域避難を行う市町村を「避難実施市町村」、広域避難者の受入れ を行う市町村を「受入市町村」という。
- (4) 受入避難所と一時集結地 受入市町村が広域避難者の受入れのために開設する避難所を「受入避難 所」、広域避難者が受入避難所に避難する前に一旦集合する中継地点を「一 時集結地」という。
- (5) 【略】

図3 影響想定範囲と避難対象エリア 【略】

24

第2節 阿蘇火山の噴火警戒レベル判定基準 ⇒ 県との整合性を図った。

1 噴火警戒レベル区分

現時点で噴火警戒レベルが設定されているのは中岳火口からの噴火のみである。

(1) レベル1 (活火山であることに留意)

静穏な火山活動。若干の火山性地震、火山性微動の発生はありうる。中 岳火口の場合、火口内にとどまる程度の土砂噴出等の可能性がある。

(2) レベル2 (火口周辺規制)

火口から概ね1km 以内に影響する小噴火の可能性がある。中岳火口の場合、火口内の顕著な温度上昇、湯だまり量が減少、ごく小~小噴火の発生など、火山活動が高まった状態を指す。

(3) レベル3 (入山規制)

火口から概ね1 km を超え、概ね2 km 以内、状況により概ね4 km 以内に影響を及ぼす中噴火の可能性がある。

- ※ 近代的な観測を開始した 1931 年以降では、大きな噴石や火砕流(火砕サージ)は1km を超えた事例もある。
- (4) レベル4 (高齢者等避難) から5 (避難)

レベル3の段階から、噴火活動がさらに活発化、あるいは活発化すると想定される現象が観測され、居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象が発生することが予想、もしくは切迫していると考えられる状態となる。

2 噴火警戒レベルの判定基準とその考え方

(1) 【略】

(2) 【レベル3】(判定基準)

レベル $1\sim2$ の段階で、次のいずれかの現象が観測された場合、レベル200日き上げる。警

戒が必要な範囲は、火口から概ね $2\,\mathrm{km}$  以内を原則とするが、大きな噴石の飛散距離や火砕流の到達距離によっては最大概ね $4\,\mathrm{km}$  以内まで拡大する。

- ※ 火口から概ね $2 \, \mathrm{km}$  以内、状況により概ね $4 \, \mathrm{km}$  以内に影響を及ぼす噴火の可能性がある場合次のいずれかが観測された場合
- ア 規模の大きな火山性地震(現地で震度1相当以上)の多発
- イ 火口底の赤熱現象の急激な進行
- ウ 火口直下の増圧を示す急激で顕著な地殻変動(概ね 0.1 μ rad/h 以上

の傾斜変化等)と同時	24
に、火山性微動の振幅の増大または火山性地震の多発	
エ 噴火活動中に火山性微動が概ね3時間以上停止	
オー火山性微動の振幅の増大(中岳西山腹観測点南北動成分の1分間平均	
振幅が4µm/s以上)かつ振幅が大きく変動	
カ レベル2への引上げ基準を満たす現象が観測される中、加えて以下の	
現象が複数観測された場合	
(ア) 火山性微動の振幅の増大(中岳西山腹観測点南北動成分の1分間平	
均振幅が 4 μm/ s 以上)または、振幅が大きく変動	
(イ) 火山ガス(二酸化硫黄)の1日あたりの放出量が概ね 2,000 トンを	
超えて急激に増加傾向(2~3倍程度)	
(ウ) 火口直下の増圧を示す急速な地殻変動(概ね 0.02µrad/h 以上の傾	
斜変化等)	
(エ) 長周期パルスの発生(広帯域地震計:周期概ね 10 秒以上かつ振幅権	<b></b>
ね 20µm/s 以上)	
※火口から概ね1kmを超え、概ね4km以内に影響を及ぼす噴火が発生	
キ 火口から概ね1km を超え、大きな噴石飛散、火砕流が到達等	
ク 古坊中観測点の空振計で 150Pa 以上の空振を伴う噴火の発生	
(3) 【レベル 4】(判定基準)	
居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象の可能性(溶岩流が居住	
地域に到達数る可能性)	
(4) 【レベル 5】(判定基準)	
居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象が切迫(溶岩流が居住地	
域に切迫)	
<b>第3節 広域避難の実施</b> ⇒県との整合性を図った。	25
1 広域避難の実施体制	25
(1) 県の体制	fre-
火口周辺市町村が広域避難を実施する際は、県は熊本県地域防災計画第	
3章第1節の規定による災害対策本部を設置し、必要な調整等を行う。た	
だし、災害対策本部設置以前の熊本県地域防災計画第3章第2節による警戒を設定している。	-
戒体制や、災害警戒本部を設置している場合においても必要な調整等を行	J
う。	

25

(2) 火口周辺市町村の体制

火口周辺市町村が広域避難を実施する際は、当該市町村は災害対策基本 法 第23条の規定に基づく災害対策本部を設置し、県及び受入市町村と 連携を 図りながら広域避難を実施する。

(3) 受入市町村の及び関係機関

受入市町村は、県及び火口周辺市町村と連携を図りながら、広域避難者の受入れに必要な体制をとるものとする。

- (4) 火山災害と風水害、地震等が複合的に発生した場合の対応については、 県、火口周辺市町村及び外輪山周辺市町村の地域防災計画等の風水害、地 震等に関する記載を準用し、複合的に対応すべき事態への対策について 検討を行う。
- (5) 山都町の役割

山都町は、熊本県阿蘇火山広域避難行動計画に基づき、阿蘇火山広域避難行動計画を作成する。阿蘇山が、大噴火を起こし、火口週周辺市町村(阿蘇市・高森町・南阿蘇村)が避難を余儀なくされる場合、外輪山周辺市町村である山都町が、高森町から避難者の受入れを行う際の計画について定める。

本計画に記載のない事項は、災害対策基本法、災害救助法、阿蘇火山防災計画並びに県、火口周辺市町村及び外輪山周辺市町村の地域防災計画によるものとし、避難実施に際して関係機関の協議が必要な事項については、必要に応じて熊本県火山防災協議会、阿蘇火山防災会議協議会を開催して合意形成を図ることとする。

#### 2 広域避難実施の手順

(1) 広域避難の要否判断

避難実施市町村が避難指示を発令する場合、その避難対象エリア内の住民基本台帳人口をもとに避難対象者数を推計し、原則として、自市町村内の避難所等への避難(以下、「自市町村内避難」という。)、火口周辺市町村(阿蘇市、高森町、南阿蘇村)への避難(以下、「火口周辺市町村避難」という。)、外輪山周辺市町村への避難(以下、「外輪山周辺市町村避難」という。)の順に避難 先の検討を行う。 ただし、噴火の規模や日常の生活圏等を考慮し、火口周辺市町村への避難ではなく、外輪山周辺市町村へ直接避難を行う場合もある。

26

#### (2) 避難実施手順

広域避難を実施する際の実施手順は、県広域避難計画「第3編 第1章 1 広域避難の実施手順」に定めがあるが、具体的な実施手順は次のとお りとする。

- (7) 避難実施の市町村である高森町は、避難情報(被害状況、火山活動の状況、避難を予定している地区の名称、避難者数等)を受入市町村である山都町に連絡し、広域避難の受入可否の確認及び避難所開設の要請を行う。
- (イ) 山都町は、一時集結地を決定し、高森町の被災状況等を考慮し、受入可否の検討を行い、その結果を高森町に連絡する。避難者の受入れが可能と判断した場合は、避難所の開設及び避難者受入れの準備を開始する。

また、高森町と調整し、必要に応じて一時集結地の開設を決定し、 開設準備を行う。一時集結地は、状況により高森町に開設する場合も ある。

(ウ) 避難所開設、一時集結地開設完了の連絡

山都町は、避難所の開設及び避難者受入れの準備が完了したとき は、高森町にその旨の連絡を行う。なお、山都町に一時集結地を開設 する場合、一時集結地の開設が完了したときには、高森町にその旨の 連絡を行う。また、山都町は、併せて県に避難所の開設完了を報告す る。

(エ) 一時集結地の決定 【略】 ⇒県との整合性を図った。

【図4 広域避難イメージ】 【略】

- (オ) 高森町は、避難指示を発令するとともに、広域避難開始を山都町に 連絡する。
- (カ) 広域避難者の報告

高森町は、受入避難所で広域避難者の受入れを行うとともに、広域避難者数を山都町に連絡する。なお、受入避難所に高森町の職員が到着していない場合は、山都町の職員が受入避難所ごとの広域避難者数を把握する。

- (キ) 避難実施状況の報告 山都町は、高森町からの連絡等により、受入避難所ごとの広域避難 者数を把握し、県に報告する。
- (ク) 広域避難の基本的考え方 広域避難の実施フロー(図1)

(ク) 避難場所の基準 a 火口周辺市町村間の避難 b 阿蘇市 ⇔ 高森町 ⇔ 南阿蘇村 ⇔ 阿蘇市 c 外輪山周辺市町村への避難 ○ 阿蘇市 ⇒ 菊池市・大津町・小国町・南小国町・産山村・ 大分県竹田市 ○ 南阿蘇村 ⇒ 大津町·西原村 ○ 高森町 ⇒ 宮崎県高千穂町・大分県竹田市・山都町 ⇒県との整合性を合わせる。 3 避難情報の段階的発令 避難実施市町村は、福岡管区気象台から発表される噴火警報(噴火警戒レ ベル)、火山の状況に関する(臨時)解説情報、降灰予報等を参考に、噴火 前か ら段階的に、高齢者等避難、避難指示を発令する。 発令に当たって は、広域避難計画「第2編 第1章 基本方針 3 避難指 示等発令基準 及び 「第2編 第2章 火山現象別の影響想定範囲と避難対象 エリア、避難指示等 発令基準の整理」を参照すること。 噴火前 (噴火警戒レベル4)、噴火前 (噴火警戒レベル5)・噴火直後、噴火後の各段階において発令する避難情 報とその対象範囲等を表1に整理する。 【表1 段階別の避難情報の発令】 【略】 28 第4節 広域避難対策 ⇒県との整合性をあわせた 1 広域避難路の指定及び確保 (1) 広域避難路の確保 避難実施市町村は、広域避難路を決定した場合には、県、警察及び関係機 関と情報共有を行い必要に応じて、道路管理者に広域避難路の道路啓開を 要請する。また、降灰等により広域避難路の通行が困難となる場合に備え て、関係機関と予備経路を検討する。 (2) 避難誘導等 道路管理者は、広域避難路の道路啓開を行うとともに、必要な交通規制、 応急復旧を行う。 30 また、交通規制情報、復旧状況を関係機関で共有する。 2項 【略】 3項 【略】

19

第5節 避難所の開設及び運営	30
1項 【略】	
2項 【略】	
3 広域指定避難所 ⇒県との整合性を図った。	
基本的に現指定避難所を使用するのを基本とする。	30
別紙「阿蘇火山噴火対応山都町指定避難所一覧」	
第6節 今後の取組みについて	
1 高森町との連携強化	30
平常時において県の防災訓練に積極的に参加して非常時の行動に資すると	
ともに、高森町との防災計画・訓練の調整を綿密に行い、広域避難に関する行	
動を容易にする。	
2 避難が長期化する場合、県、関係市町村、関係機関等の協議・検討を経て細	
部の避難計画を見直す。その際、山都町においても避難所の集約等検討して職	
員等の負担軽減等を図る。	

## 【南海トラフ地震防災対策推進計画編】

この計画は、令和4年度より、第3編「地震災害対策編」第4章「南海トラフ地震防災推進計画」から 南海トラフ地震の危険度から、「南海トラフ地震災害対策推進計画」を第4編として記述した。 令和5年度については、大きな修正はなく、初めての令和5年度県総合防災訓練(南海トラフ地震災害対応訓練) により、教訓等を踏まえ修正する予定である。

(令和5年6月30日現在)